

事前相談をお考えの方へ

テナント入居、既存建物の改修などに関して消防署でのご相談をお考えでしたら次のとおりよろしくお願いします。

●来訪時間を決めて事前の予約をするようにしてください。

相談に際しては当方でも準備が必要となります。また、検査などで係員が不在の場合もありますので、相談を希望される場合は事前の予約をお願いします。

●建物全体の階層、面積、用途などを確認してください。

・建物の構造、階層、面積等

消防法令は建物単位で適用する場合があります。建物の構造、階層、面積などが分からないと良否を判断し兼ねますので、これらを事前に確認しておいてください。特にテナント入居の際はご注意ください。

・用途、収容人員、開口部

上記の情報に建物各部分の用途（建物内に飲食店や物販がある など）、収容人員、開口部の有無などを加えて消防法令の適用を判断します。こちらも事前に確認しておいてください。

・その他現況確認

居抜き入居の際は特にですが、現況の確認をお願いします。飲食店を計画される方は、厨房機器、排気ダクト等の状況を事前にご確認ください。

●計画を図面にして示してください。

・相談では計画の良否を図面上で確認させていただきます。お考えの計画を図面にした上でご相談ください。その段階で不明な点がありましたら建築士、消防設備士などの資格を持った専門業者に確認を受けてください。

・消防用設備等の設置に関しては、視認状況や梁など現場でないと確認できない要素に影響されます。消防署では検査の際にしか現場確認ができませんので、消防設備士などの現場確認を受けることをお勧めします。

問合せ先

足立消防署予防課予防係

電話 03-3852-0119（内線580）